

# 青森県報

第三千二百三十二号

平成二十二年  
五月六日  
(木曜日)

## 目次

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 保 険 課)	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業者の廃止の届出……………	( 同 )	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	( 同 )	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	( 同 )	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	( 同 )	三
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業者の廃止の届出……………	( 同 )	三
特定計量器の定期検査の実施……………	(商工政策課)	四
海区漁業調整委員会……………	( 同 )	三
青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程……………	(事 務 局)	ハ
右 同……………	( 同 )	ハ

## 告 示

青森県告示第三百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	指定居宅サービス事業者 主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サービス事業を行う 事業所		指 月 日 定
			名 称	所 在 地	
株式会社ふたば	十和田市東四番町八の六	訪問介護	ヘルパーステーションふたば	十和田市東四番町八の六	平成 三・四・三
株式会社K・S of f i c e	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	訪問介護	訪問介護ステーションK・S of f i c e	弘前市大字中野五丁目二五の五	三・四・四
株式会社青森アブラザ	青森市大字三内字稲元五八の一六	訪問介護	訪問介護事業所ケアラザ青森	青森市大字三内字稲元五八の一六	三・四・五
有限会社赤坂電子工業	十和田市西十四番町一三の五	訪問介護	青い森ホームケア	十和田市大字三内字小稲二〇六の二	三・四・九
津軽三育介護サービス株式会社	南津軽郡田舎館村大字川部字上一西田一三〇の一	訪問介護	ヘルパーステーションぶどうの実	南津軽郡田舎館村大字川部字上一西田一三〇の一	三・四・三〇

青森県告示第三百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業者を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十二年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾



株式会社青森ブラザーズ	株式会社K of f i c e	株式会社ふたば	株式会社ふたば	氏名称又は 名称又は 名	指定介護予防サービス 業者	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス の種類	名称 又は 名称	介護予防サービス 業者	所在地	指定期 年月日
青森市大字三内 六字稲元五八の一	青森市浪岡大字 一銀字杉田六二の	十和田市東四番 町八の六	十和田市東四番 町八の六	ヘルパシヨンス ふたば	訪問看護シヨンス ふたば	十和田市東四番 町八の六	訪問看護	訪問看護シヨンス ふたば	訪問看護シヨンス ふたば	十和田市東四番 町八の六	弘前市大字中野 五丁目二五の五	三・四・一五

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十二年五月六日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

青森県告示第百二十四号

株式会社ひまわり 居宅介護 支援センター	主たる事務所の 所在地	名称	所在地	届出 年月日	廃止 年月日
青森市柳川一丁 目二の一一の四 〇二一	青森市柳川一丁 目二の一一の四 〇二一	居宅介護 支援なつ め	平成 三・三一九	平成 三・四・一	

医療法人 整なかざわ 整形外科	株式会社 笑美	特定非常 人活動法 テイク ファイブ	氏名称又は 名称又は 名	指定介護予防サービス 業者	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス の種類	名称 又は 名称	介護予防サービス 業者	所在地	届出 年月日	廃止 年月日
八戸市湊高台二 丁目二二の二	八戸市小中野 六丁目八の三〇	八戸市大字 字左水門下 の六〇	上北郡 せの町 中野 〇せの 町中野 平四 モール 下田	訪問看護 シヨンス ふたば	訪問看護 シヨンス ふたば	訪問看護 シヨンス ふたば	訪問看護 シヨンス ふたば	訪問看護 シヨンス ふたば	訪問看護 シヨンス ふたば	八戸市小中野 六丁目八の三	三・三・三三	三・四・三〇

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十二年五月六日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業者を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

青森県告示第百二十五号

株式会社 津軽三育 介護サ ビス	株式会社 北産業	有限会社 坂電子工 業	氏名称又は 名称又は 名	指定介護予防サービス 業者	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス の種類	名称 又は 名称	介護予防サービス 業者	所在地	届出 年月日	廃止 年月日
南津軽郡 田舎館 村大字 川部字 上	三戸郡 五戸町 大字 蔵地 五	十和田市 西十四 番町一 三の五	青い森 ホー ムケア する	訪問看護 シヨンス ふたば	訪問看護 シヨンス ふたば	訪問看護 シヨンス ふたば	訪問看護 シヨンス ふたば	訪問看護 シヨンス ふたば	訪問看護 シヨンス ふたば	南津軽郡 田舎館 村大字 川部字 上	三・三・三〇	三・四・三〇

青森県告示第三百二十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成二十二年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

実施期日	実施場所	検査対象区域
平成二十二年 六月七日 午前十時から 正午まで	中央公民館	大鱈町
六月八日 午前十時から 正午まで	中央公民館	大鱈町
六月九日 午後一時から 午後三時まで	平川市碓ヶ関総合支所	平川市
六月十日 午前十時から 正午まで	平川市碓ヶ関総合支所	平川市
六月十一日 午前十時から 正午まで	田舎館村民体育館	田舎館村
六月十四日 午後二時から 午後三時まで	滝山地区生活福祉センター	田舎館村
六月十五日 午前九時三十分から 正午まで	脇野沢地域交流センター	田舎館村
六月十六日 午前九時三十分から 午前十時まで	宿野部地区公民館	田舎館村

六月十七日 午前九時三十分から 正午まで	川内庁舎前	むつ市
六月二十一日 午後一時三十分から 午後二時まで	正津川地区公民館	むつ市
六月二十二日 午前九時から 正午まで	木野部地区公民館	むつ市
六月二十三日 午前九時から 午前十時まで	大畑加工冷蔵協同組合事務所前	むつ市
六月二十四日 午後二時から 午後三十分まで	石持地区活力倍增センター	むつ市
六月二十五日 午後三時から 午後三十分まで	砂子又多目的集会所 あいの館	むつ市
六月二十六日 午前九時三十分から 午前十時まで	入口集会所	むつ市
六月二十七日 午前十一時三十分から 正午まで	尻岩漁村センター	東通村
六月二十八日 午後一時三十分から 午後二時まで	岩屋漁業協同組合	東通村
六月二十九日 午後二時三十分から 午後三十分まで	尻屋漁業協同組合	東通村
六月三十日 午前九時三十分から 午前十時まで	小田野沢漁業協同組合	東通村
七月一日 午前十一時三十分から 正午まで	白糠漁業協同組合 老部支所	東通村
七月二日 午後二時から 午後三十分まで	巖川地区公民館	むつ市
七月三日 午後三時から 午後三十分まで	戸沢地区公民館	むつ市

"	八月二十六日	午後二時から 午後二時まで	切田経済センター	十和田市
八月二十五日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	深持経済センター		
"	八月二十四日	午後一時から 午後三時まで	藤坂支店	十和田市
"	八月二十三日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	四和経済センター二十九号倉庫	
"	七月二日	午後二時から 午後三十分まで	切田経済センター	平川市
"	七月一日	午後一時から 午後三時まで	十和田おいらせ農業協同組合大深内支店	
"	六月三十日	午前十一時から 午前十二時三十分まで	平川市葛川支所	平川市
"	六月二十九日	午後二時から 午後三十分まで	平川市尾上地域福祉・保健センター	
"	六月二十八日	午前十一時から 午前十二時三十分まで	白糠漁業協同組合	

"	八月二十七日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	沢田悠学館	五所川原市
"	八月三十日	午後二時から 午後三十分まで	十和田おいらせ農業協同組合十和田湖支店	
"	八月三十一日	午後二時から 午後三十分まで	毘沙門・長富コミュニティセンター	五所川原市
"	九月一日	午後一時から 午後三十分まで	コミュニティセンター飯詰	
"	九月二日	午後二時から 午後三十分まで	コミュニティセンター三好	五所川原市
"	九月三日	午後一時から 午後三十分まで	コミュニティセンター中川	
"	九月四日	午後二時から 午後三十分まで	コミュニティセンター長橋	五所川原市
"	九月五日	午後一時から 午後三十分まで	コミュニティセンター七和	
"	九月六日	午後二時から 午後三十分まで	コミュニティセンター七和	藤崎町
"	九月七日	午後一時から 午後三十分まで	常盤除雪センター	
"	九月八日	午後二時から 午後三十分まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	藤崎町





十二月一日	午後二時から 午後三時まで	農村婦人の家	
"	午後一時から 午後三時まで		
十二月三十日	午前九時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで	南部町役場南部分庁舎車庫	
十二月二十九日	午前十一時から 正午まで		
"	午後二時から 午後三十分から		南部町
十二月二十六日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	南部町立剣吉公民館	
"	午後一時から 午後三時まで	南部町立中央公民館	
十二月二十五日	午前九時三十分から 正午まで		
十二月二十四日	午後一時から 午後三十分まで	南部町立福地公民館車庫	
"	午前十時三十分から 正午まで	新郷村役場車庫前	新郷村
十二月十九日	午前九時三十分から 午前十時まで	西越地区公民館	
"	午後一時から 午後三時まで	五戸町立公民館	五戸町
十二月十八日	午前九時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで		
十二月十七日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	五戸町役場川内支所	
"	午後二時から 午後三十分まで	倉石コミュニティセンター	

**海区漁業調整委員会**

十二月二日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	階上漁業協同組合	階上町
"	午後一時から 午後二時三十分まで	みハートフルプラザ・はしか	

青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成二十二年五月六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 木村 民二

青森県海区漁業調整委員会規程（昭和三十九年七月三十日青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「次の各号に掲げる職」を「局長」に改め、同項各号を削り、同条第五項中、「次長」を削る。

第十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「次長」を「前項の規定により指定された職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 局長は、その事務を代決する職員を指定することができる。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成二十二年五月六日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田 廣 臣



青森県海区漁業調整委員会規程（昭和三十九年七月三十日青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「次の各号に掲げる職」を「局長」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「次長」を削る。

第十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「次長」を「前項の規定により指定された職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 局長は、その事務を代決する職員を指定することができる。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭